

議発第2号

掛川市議会委員会条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）第14条第1項の規定により、裏面のとおり議案を提出する。

令和4年3月24日提出

提出者

掛川市議会議員

松本均	安田彰	橋本勝弘
石川紀子	鷺山記世	高橋篤仁
大井正	山田浩司	藤原正光
富田まゆみ	勝川志保子	松浦昌巳
嶺岡慎悟	藤澤恭子	鈴木久裕
寺田幸弘	山本裕三	窪野愛子
山本行男	草賀章吉	二村禮一

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例

掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
（常任委員会の名称等）			（常任委員会の名称等）		
第2条（略）			第2条（略）		
2 議員は、 <u>それぞれ一</u> の常任委員となるものとする。			2 議員は、 <u>少なくとも一</u> の常任委員となるものとする。		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	定 数	所 管 事 項	名 称	定 数	所 管 事 項
総務委員会	(略)		総務委員会	(略)	
文教厚生委員会	(略)		文教厚生委員会	(略)	
環境産業委員会	(略)		環境産業委員会	(略)	
			予算決算委員会	20人	<u>予算及び決算に関する事項</u>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。